

平成 22 年度
厚生労働省医政局委託

— 平成 22 年度 医療施設経営安定化推進事業 —

出資持分のない医療法人への円滑な移行に関する調査研究

報 告 書

平成 23 年 3 月

委託先 株式会社 川原経営総合センター

目次

調査研究の概要	5
I 調査研究の背景	7
1. 病院・診療所経営者の高齢化	9
2. 医療法人の現状と出資持分に内在するリスク	10
(1) 医療法人の現状	10
(2) 出資持分に関する相続税の問題	12
(3) 出資持分の払戻しの問題	12
3. 持分なし医療法人への移行の障害要因	14
4. 厚生労働省の対応	17
5. 医療界の要請	17
II 事業実施体制と調査研究方法	21
1. 事業実施体制	23
2. 調査研究の目的	24
3. 調査研究の方法	25
(1) 障害要因の抽出	25
(2) ヒアリング調査の実施	25
(3) 「出資持分のない医療法人への移行マニュアル」の作成	25
4. ヒアリング調査の実施概要	25
(1) ヒアリングの視点	25
(2) ヒアリング先の選定方法	25
(3) ヒアリング先に関する情報収集	26
III ヒアリング調査の結果	31
1. ヒアリング実施結果	33
2. ヒアリング調査結果 移行への障害に対する主な回答	36
(1) 持分なし医療法人への移行の障害	36
(2) 制度理解の問題	42
(3) 持分放棄の手続き	43
(4) 移行手続き上の障害	44
(5) 税務その他の障害	45
(6) ブレーン・相談相手の問題	47

（7）その他懸念事項.....	49
3. 移行時の障害の解決事例.....	50
(1) 移行の動機.....	50
(2) 持分放棄の合意形成の事例.....	52
(3) 親族要件に関する事例.....	53
(4) 社員総会や理事会で意見をまとめる方法.....	54
(5) 法人運営に関する工夫.....	56
IV 「出資持分のない医療法人への移行マニュアル」	57
V 要望事項	61
1. 医療法人制度に係る要望事項.....	63
2. 税制に係る要望事項.....	64
<資料編>	67
資料 ①ヒアリングシート	69
資料 ②ヒアリング結果（要望事項）の詳細.....	77
資料 ③出資持分に関する裁判例.....	83
出資持分に関する主な裁判例の概要.....	85
H22 最判の補足意見の要旨	87
1. 会員持分払戻請求事件.....	88
2. 出資持分払戻請求事件.....	94
3. 出資金等返還、損害賠償請求事件.....	99
4. 贈与税決定処分等取消請求事件.....	104
5. 持分返還請求事件.....	111
資料 ④法令	115
持分なし医療法人への移行に係る税務（抜粋）	117
特定医療法人関連法令等（抜粋）	134
社会医療法人関連法令等（抜粋）	137
資料 ⑤参考文献	161

調査研究の概要

(1) 調査研究の背景と目的

医療法人は剰余金の配当ができないことなどから、長年の経営により医療法人に積み上げられた剰余金が多額となる傾向がある。そのため、持分あり医療法人¹の出資社員が死亡し、相続人に対して当該出資持分に係る相続税が課税される場合についても、医療法人の財産状態などによっては、その課税額が巨額に上ることもあり得る。出資持分の払戻請求があった場合、払戻額が高額になり（後述の最高裁平成22年4月8日判決参照）、医療法人の存続が脅かされる事態が生じることが指摘されている。

また、退社時の持分払戻請求権と解散時の残余財産分配請求権の2つの権利が保証されている点が実質的な剰余金の配当にあたり医療法人の非営利性が形骸化しているとして、株式会社参入論の論拠ともなっていた。

このような背景も踏まえ、平成18年医療法改正において、医療法人の非営利性を徹底し、医業を安定的に継続させるため、持分あり医療法人の新設ができなくなったが、改正医療法附則第10条により、残余財産に関する経過措置を受ける持分あり医療法人は依然として93.3%²を占めており、持分なし医療法人への移行は進んでいるとはいえない状況にある。

しかしながら、非営利性の徹底と医業の安定的な継続を図るために、持分なし医療法人への移行をひとつの選択肢として検討することは有効であるため、本調査研究は持分なし医療法人へ移行する際の障害要因とそれを乗り越える方法を探ることを目的として実施された。

(2) 調査研究方法

本調査研究では、持分なし医療法人への移行の障害となっている要因を明らかにするためにヒアリング調査を行い、その結果を踏まえて、移行に際しての、税制を含めた障害要因を克服するための対策マニュアルを作成した。

ヒアリング実施に先立ち、ヒアリングシート（質問項目）を作成した。初めに文献調査を行い、持分なし医療法人への移行に際しての障害要因を整理した。また、平成22年6月に日本医師会（日医）・四病院団体協議会（四病協）が実施した「医療法人の現状と課題に関するアンケート調査」も参考とした。同アンケート結果によると、持分あり医療法人のうち、持分なし医療法人への移行の意向がある法人は、病院を開設する医療法人のうち33.8%、診療所を開設する医療法人のうち5.1%であった。同アンケートでは、移行時の税制面・手続き面における様々な障害要因があり、そのために移行を躊躇している法人が相当数あることも明らかになっている。

ヒアリング調査は、43法人に実施した。ヒアリング対象法人の選定方法としては、紹介を中心とした。医療法人の背景や状況、理事長の理念・考え方なども把握したうえで実施する

¹ 本報告書の文中では、出資持分のある社団医療法人を「持分あり医療法人」、出資持分のない社団医療法人を「持分なし医療法人」と記載した（ただし、引用文中等で別の表記となっているものはそのままにした）。なお、財團医療法人については、出資持分という概念は存在しない。

² 厚生労働省「種類別医療法人数推移」平成22年3月末時点。医療法人総数45,989法人のうち、持分あり医療法人の42,902法人が占める割合である。

必要があったためである。具体的には厚生労働省、社団法人日本医療法人協会、医療法人に深く関与している会計事務所や地方銀行等からの推薦を受け、承諾の得られた医療法人に対して実施した。

ヒアリングの主な内容は次のとおりである。持分あり医療法人へのヒアリングでは、持分なし医療法人への移行の意思を確認したうえで、障害要因をどのように受け止め、また乗り越えようとしているかなどを中心に確認した。持分なし医療法人へのヒアリングでは、移行時にあった障害要因をどのように乗り越えたかなどを中心に聴取した。

(3) ヒアリング結果

ヒアリング調査の結果、持分あり医療法人に関しては、運営上の意思決定にあたってまず現状確認が重要であることが明らかになった。具体的には、医療法人の資産状況、出資持分払戻請求や相続が発生した場合に想定されるリスク、選択肢及び移行に際してのシミュレーション等である。

また、必要な知識及び情報を有しているかどうかという点が、法人の意思決定に少なからず影響を与えていることも判明した。具体的には、医療法人制度・税制、医療法人そのものの仕組みの理解、行政との折衝の際の基礎知識等である。

持分なし医療法人へのヒアリングでは、理事長自身、または持分なし医療法人への移行を統括する責任者及びその実行を支える事務局が、医療法人制度等について深い理解があり、また、税理士等の外部の専門家を適切に選択、活用しているケースが多いことがわかった。

(4) 「出資持分のない医療法人への移行マニュアル」作成

ヒアリング結果を踏まえて、持分なし医療法人への移行を円滑に行うために参考となるマニュアルを作成した。その中ではまず、持分あり医療法人の現状確認として、出資持分払戻請求権を行使された場合の具体的な算定方法や、相続が発生した場合の法人に与える影響の度合いを探る。

続いて、医療法人の類型を選択肢として例示し、必要な移行手続き等を記載した。選択肢の中には、「持分あり医療法人のままでいる」も含まれるが、その際にも、現状で起こりうるリスクを認識できるマニュアルとした。

マニュアルの利用者としては、持分なし医療法人への移行を検討する医療法人のほか、持分あり医療法人でも現状確認に利用できるよう配慮した。また、都道府県の医療法人担当者、税理士等の専門家も活用できるよう作成した。

(5) 要望事項

ヒアリング調査を行っていく中で、医療法人制度等に関する要望が数多く寄せられた。

報告書の本編では、要望事項のうち、1. 医療法人制度に係る事項、2. 税制に係る事項に関するものをとりまとめて記載した。